

グリーン調達ガイドライン

株式会社ヌカベ

制定：2020年5月14日

グリーン調達ガイドライン

目 次

1. はじめに
2. グリーン調達について
 2. 1 目的
 2. 2 適用範囲
 2. 3 当社の取り組み
3. 環境方針
 3. 1 環境方針
 3. 2 環境方針に掲げた優先課題の取り組み
4. お取引先様の環境保全活動
 4. 1 お取引先様へのお願い事項
 4. 2 環境管理責任者の選定と届出
 4. 3 環境マネジメントシステム（EMS）の構築
5. 製品含有化学物質の調査報告
 5. 1 報告対象
 5. 2 使用ツール
 5. 3 当社
6. その他
 6. 1 グリーン調達ガイドラインの配布
 6. 2 お問い合わせ

様式及び添付資料

- | | |
|------------|-----------------------|
| グリーン調達様式_1 | 「環境責任者選任・変更届出書」 |
| グリーン調達様式_2 | 「環境マネジメントシステムに関する報告書」 |
| グリーン調達様式_3 | 「環境マネジメントシステム自主診断報告書」 |
| グリーン調達様式_4 | 「環境負荷物質不使用保証書」 |
| グリーン調達様式_5 | 「禁止物質代替検討依頼書」 |

グリーン調達ガイドライン

1. はじめに

日頃より当社の生産活動及び環境管理活動に、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、環境に関する規制が世界的に高まって行く中、当社顧客より環境管理活動に対する取り組みが明確になってきており、この環境管理活動に対する顧客要求への適合、国内・国外の環境法規制への適合を達成しなければ製品としての機能を満たすことは困難となります。

本ガイドラインは、当社顧客の環境活動の基本である「グリーン調達ガイドライン」(顧客により名称が異なる)を受け、当社の環境活動に対する基本的な取り組みの展開方法を記述したものです。

お取引先様におかれましては、当社顧客及び当社の環境管理体制構築の活動取り組みにご理解賜り、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

2. グリーン調達について

2. 1 目的

本要求事項は、環境管理体制が整備された工程により生産される環境負荷の少ない部品(製品含む)、資材、サービスを調達することにより、地球環境負荷物質低減を推進し、環境保全に寄与することを目的として規定します。

2. 2 適用範囲

当社に納入している部品(製品含む)、材料、副資材(潤滑剤、試験媒体、洗浄剤、塗料、腐食防止剤などの当社の製造工程内で使用されるもの)、梱包材の調達品、それらを納品している全てのお取引先様に適用します。

また、試作段階から生産準備及び生産段階、保守部品移行後までの全期間を適用とし、当社が要求する段階で必要情報を提示してください。

2. 3 当社の取り組み

当社はグリーン調達活動を全社環境マネジメント活動の重要な一部として位置付けております。活動は「環境方針」に基づき、全ての組織を上げて活動に取り組みます。

3. 環境方針

3. 1 環境方針

環 境 方 針

株式会社 スカベ は、創業以来70年の歴史を持ち自動車部品等の製造、販売を通じ、常にQ(品質) C(価格) D(納期) でお客様に満足していただく事を目標に取り組んでまいりました。

当社の製品である、燃料噴射ポンプ、ブレーキ、ステアリング、エアコン、油圧の各部品の生産活動に於いて、環境に与える悪影響を排除し、地域社会との融合をはかり、環境に優しい企業としての責任を果たすべく取り組んでまいります。

当社は、生産活動、販売、事務処理に至るまでの活動に、ISO14001環境マネジメントシステムを活用し、国内及び国際的な環境に関する法律及び要求事項、事業所の立地する県及び市町村条例を順守し、環境汚染の防止をはかり、改善を行うことにより、環境負荷物質の低減を行います。

特に以下の項目について優先的に活動し、環境保全と汚染予防に努めます。

- 1 省エネルギーの推進
- 2 廃棄物を削減する
- 3 資源のリサイクル
- 4 社会との共生（事業活動推進における法規等の順守）
- 5 環境マネジメントシステムの継続的改善及び汚染の防止を図る

この環境方針は、教育を通じ従業員に周知を行うとともに、当社ホームページを通じて外部への公開を致します。

2018年2月 改正

3. 2 環境方針に掲げた優先課題の取り組み

当社は、上記 1～5の優先課題について、当社の定める環境管理マニュアルに準じ、其々の優先課題に目標を定め、達成に向けて全社で取り組んでいます。

4. お取引先様の保全活動

4. 1 お取引先様へのお願い事項

グリーン調達とは、環境管理体制の整備された工程によって作られた、環境負荷物質の少ない部品(製品含む)、材料、副資材を調達することによって実現します。

そのため、お取引先様には以下 4. 2) ~ 4. 3) のお願いをさせていただきます。

※ お取引先様及びその仕入先である製造会社もお願い事項の対象とし、製造会社に関するデータ・書類などの授受はお取引先様を介する。

4. 2 環境管理責任者の選定と届出

お取引先様の環境マネジメント活動の責任者として環境管理責任者の選定をお願い致します。環境責任者の方を通じて当社の方針、活動内容をお伝えするとともに、相互に協調し環境活動を推進して参ります。当社より環境責任者の提出要求がありましたら、下記様式にて提出いただけますようご協力の程お願い致します。

◇別紙添付「環境責任者登録票」(グリーン調達様式_1)

4. 3 環境マネジメントシステム (EMS) の構築

お取引先様におかれましては、ISO14001又はその他の外部環境マネジメントシステム認証の取得に向けての活動をお願い致します。

(1) 外部認証取得の推進

①認証取得の計

ISO14001又はその他の外部認証を取得していない場合は、認証取得の計画を推進してください。

②認証取得の報告

ISO14001又はその他の外部認証を取得している場合は、当社より要求がありましたら下記様式及び登録証のコピーを速やかに提出できるよう準備をお願い致します。

◇別紙添付「環境マネジメントシステムに関する報告書」(グリーン調達様式_2)

◇環境マネジメントシステム登録証のコピー

(2) 外部認証未取得のお取引先様

①外部認証を取得されていない、または計画段階のお取引先様は、環境への取り組み・体制の評価を下記様式により実施し、当社から要求がありましたら速やかに提出をお願い致します。

②環境マネジメントシステム自主診断の結果が、全て「Yes」になるよう管理・改善をお願い致します。

③自主診断の結果において、必要により監査を実施させていただくことがあります。

◇別紙添付「環境マネジメントシステム自主診断報告書」(グリーン調達様式_3)

[外部認証 (例)]

規格	特徴
ISO14001	世界的に認知されているスタンダード
エコステージ	簡易版であり5段階のステップがあるEMS (低コスト)
エコアクション21	環境省のガイドラインに準拠する中小企業向けEMS (低コスト)
KES	簡易版の中小企業向けEMS (低コスト)

5. 製品含有化学物質の調査報告

製品に含まれる環境負荷物質管理の取り組みにあたって、法規・法令・規制に対応するために環境負荷物質を数値的・定量的に把握する必要があります。そのため、製品に含有する化学物質成分を当社要求に従い、全て報告していただけますよう、ご協力の程お願い致します。

5. 1 報告対象

当社に新規に納入する、及び既に納入している部品(製品含む)、材料副資材、梱包材が対象です。

5. 2 使用ツール

使用ツールは、弊社より調査依頼をお願いする際に個別にご連絡致します。

各使用ツールは、出力用ファイル形式にて提出をお願い致します。

■IMDSデータ・・・IMDSシステム上での情報共有、もしくはIMDSデータのPDF出力データ

■chemSHERPAデータ作成支援ツール・・・SHAI、SHCIファイル

■JAMA/JAPIA統一データシート・・・CSVファイル、PDF可 ※

※JAMA/JAPIA統一データシートは、2020年10月1日～JAPIAシート(JAMAシート跡継ぎシート)に移行となりますので、2020年10月1日以降はJAPIAシートをご使用ください。

上記 各ツールの使用方法については、各管理団体のホームページにてご確認ください。

5. 3 当社への報告について

(1) 製品含有化

当社より調査依頼が届いた際は、指定されたツールを使用し、ご報告お願い致します。

顧客指定フォーマットの記入・入力方法は、依頼の際に手順書、マニュアル、ガイドライン等を個別に展開致します。

(2) 不使用保証書の提出

上記報告時に併せて、または個別で特定の禁止物質が不使用であることを証明する「不使用保証書」の提出をお願いする場合があります。提出の際は、下記様式をご使用ください。

◇別紙添付「環境負荷物質不使用保証書」(グリーン調達様式_4)

(3) 禁止物質代替検討依頼書

上記の調査結果、“使用禁止物質”が含まれていることが判明した場合、製品に含まれる物質を代替え検討する必要がありますので、下記様式の提出をお願い致します。

◇別紙添付「禁止物質代替検討依頼書」(グリーン調達様式_5)

※当社からの調査依頼の他に“使用禁止物質”が含まれている、“使用禁止物質”に認定される予定の物質を含んでいる等が判明した場合は、当社に速やかにご連絡ください。

(4) 支給部品・材料の成分情報

調査依頼を受けた製品の材料(原材料又は部品)が自家調達ではなく、当社からの支給の場合は、お手数をお掛け致しますが、当社調査依頼元まで折り返しご連絡ください。

(5) 変更時の届出

工程変更(原材料の変更、製造方法の変更など)により製品に含まれる物質や質量が大幅に変化した場合は、必ず変更後のデータを提出してください。データ提出時に、当社が承認した工程変更届出書のコピーを提出要求する場合があります。

6. その他

6. 1 グリーン調達ガイドラインの配布

グリーン調達ガイドラインは、取引開始時及び改訂時に原本のコピー又はCD等の電子媒体でお渡し致します。毎年アンケートにて保管・使用状況を確認させていただきますので、お取引先様にて保管・管理をお願い致します。

6. 2 お問い合わせ

弊社担当部門は以下になります。

【環境管理活動全般について】

株式会社ヌカベ 購買部

〔TEL〕 027-346-2357

〔FAX〕 027-346-2098

【製品含有化学物質の調査報告について】

株式会社ヌカベ 品質管理部

〔TEL〕 027-346-2357

〔FAX〕 027-346-2098

〔注意書き〕

本グリーン調達ガイドライン添付の様式1~4につきましては、ヌカベから個別に要求があるまで提出の必要はありません。提出要求があった際に、速やかに提出できるようお取引先様の社内で事前に準備を進めていただきたくお願い申し上げます。